

国立大学法人高知大学ハラスメント・性暴力等の防止等に関する規則

平成16年4月1日
規則第28号

最終改正 令和6年6月26日規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第32条の規定に基づき、ハラスメント・性暴力等の防止及び排除のための措置並びにハラスメント・性暴力等に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメント・性暴力等の防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）における職員の就労上の適正な環境の確保、職員の利益の保護及び職務能率の発揮並びに学生等の修学上の環境及び利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアルハラスメント 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる性的な言動
- (2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が職員又は関係者に対して行う、妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用又は妊娠若しくは出産を理由とする就労上の環境が害される不適切な言動、関係者が職員に対して行う同様の言動及び職員、学生等又は関係者が学生等に対して行う、妊娠又は出産を理由とする修学上の環境が害される不適切な言動
- (3) パワーハラスメント 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に対して行う高知大学における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上又は修学上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就労上の環境又は修学上の環境が害される不適切な言動及び関係者が職員又は学生等に対して行う同様の言動
- (4) ハラスメント 前3号に掲げる言動及び前3号に掲げる言動にはあたらないが、職員又は学生等が職員、学生等又は関係者を不快にさせる言動及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる言動
- (5) 性暴力等
 - イ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に性交等（刑法（明治40年法律第45号）

第177条第1項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。) をすること及び関係者が職員又は学生等に性交等をする事並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をして性交等をさせる事及び関係者が職員又は学生等をして性交等をさせる事(職員、学生等又は関係者から暴行又は脅迫を受けて当該職員、学生等又は関係者に性交等をした場合及び職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)

ロ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者にわいせつな行為をすること及び関係者が職員又は学生等にわいせつな行為をすること並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をしてわいせつな行為をさせる事及び関係者が職員又は学生等をしてわいせつな行為をさせる事(本号イに掲げるものを除く。)

ハ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下この号において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2条から第6条までの罪(職員、学生等又は関係者に係るものに限る。)に当たる行為をすること(本号イ及びロに掲げるものを除く。)及び関係者が職員又は学生等にそのような行為をすること。

ニ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に次に掲げる行為(職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であつて職員、学生等若しくは関係者を著しく羞恥させ、又は職員、学生等若しくは関係者に不安を覚えさせるようなものをする事及び関係者が職員又は学生等にそのような行為をすること並びに職員又は学生等が職員、学生等又は関係者をしてそのような行為をさせる事及び関係者が職員又は学生等をしてそのような行為をさせる事(本号イからハまでに掲げるものを除く。)

① 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。

② 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

ホ 職員又は学生等が職員、学生等又は関係者に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、職員、学生等又は関係者の心身に有害な影響を与えるものをする事（本号イからニまでに掲げるものを除く。）及び関係者が職員又は学生等に対し、そのような行為をする事。

(6) ハラスメント・性暴力等に起因する問題 ハラスメント・性暴力等のため職員若しくは関係者の就労上又は学生等の修学上の環境が害される事、及びハラスメント・性暴力等への対応に起因して職員若しくは関係者が就労上又は学生等が修学上の不利益を受ける事。

(学長の責務)

第3条 学長は、高知大学のハラスメント・性暴力等の防止等に関し総括する。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメント・性暴力等を行ってはならない。

(監督者の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメント・性暴力等の防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント・性暴力等に起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント・性暴力等に関し、職員の注意を喚起し、ハラスメント・性暴力等に関する認識を深めさせる事。

(2) 職員の言動に十分な注意を払う事により、ハラスメント・性暴力等又はハラスメント・性暴力等に起因する問題が職場に生じることがないように配慮する事。

(委員会の設置)

第6条 高知大学に、ハラスメント・性暴力等の防止等の適切な実施のため、委員会を置く。

(相談への対応)

第7条 高知大学に、ハラスメント・性暴力等に関する相談に対応するため、ハラスメント等相談窓口を置く。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 学長、監督者その他の職員は、ハラスメント・性暴力等に対する相談、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメント・性暴力等に関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、その事をもって不利益な取扱いをしてはならない。

(プライバシー等の保護)

第8条の2 学長、監督者その他の職員は、ハラスメント・性暴力等に関する対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント・性暴力等の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日規則第35号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月22日規則第23号)

この規則は、令和3年1月22日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第119号)

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則 (令和6年6月26日規則第13号)

この規則は、令和6年6月26日から施行する。